

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	S39. 1. 5	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	一戸町	職員数※ (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	139.7円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,798
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	194
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	H18 0.30
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	H19 13.9
		経常収支比率※ (%)	H18 91.0

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	一戸町水道事業管理者 一戸町長 稲葉 暉
既存計画との関係	一戸町水道事業中期経営計画（H17～H22）
公表の方法等	町のホームページに掲載する
基本方針	<p>収支バランスのとれた健全経営の維持を基本とする。</p> <p>人口の減少等により給水収益の増が見込めない中ではあるが、維持管理費や建設改良費等について可能な限り厳選・抑制・削減することで、現行料金を維持したうえでの健全経営を目標とする。</p> <p>なお、議会へは平成20年2月に説明した。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	22	40	159	221
	補償金免除額	2	10	24	36
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	21,783	39,961	158,759	220,503
合 計 (A)		21,783	39,961	158,759	220,503
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		21,783	39,961	158,759	220,503

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業		2,622		2,622
合 計 (A)			2,622		2,622
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			2,622		2,622

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当町の水道事業は平成12年度に利益剰余金を生じて以来、毎年利益をあげており、平成18年度末現在では利益剰余金の累計額は194,497千円となっている。</p> <p>各種経営指標を見ると、経常収支比率は平成18年度決算で108.40%となっており、類似団体と同程度になっている。給水原価については、給水区域の大部分が山間部であるため若干割高となっている一方で、それに見合うだけの供給単価となっている。そのため、料金回収率を見ると105.83%と類似団体とほぼ同程度であり、給水にかかる費用を水道料金収入でまかなうことができている。</p> <p>費用構成については、事業規模に対しては比較的職員数が少ないため、職員給与費の構成比は低くなっている。一方、企業債残高が類似団体の約1.5倍となっているため、支払利息の構成比は高くなっている。</p> <p>資産の状態については、企業債償還元金対減価償却費比率が127.80%であり、100%を超え高い状況にあるため、将来的に修繕・施設更新の際には内部留保資金以外にも財源が必要となる可能性が高い。設備投資に関する各種指標を見ると類似団体よりは設備投資が進んでいる傾向にある。現在行っている未普及地域解消事業は平成19年度でいったん完了するため、今後は施設更新に力をいれることになる。</p>
経営課題	<p>課題 ① 水道料金の徴収率向上</p> <p>給水収益が減少傾向にあるなかで、依然として滞納額が多い状況である。各年度末時点での未収金のうち水道料金の額を比較すると⑯4,470千円（調定額に対して1.41%）、⑰6,379千円（2.03%）、⑱8,527千円（2.65%）と徐々に悪化しているため、徴収率の向上に努める。</p>
	<p>課題 ② 有収率の向上</p> <p>類似団体の有収率が80.0%（H17決算）であるのに対して、当町の有収率は平成16年度まで70%前半で推移しており、低い水準であった。これを受け、平成17年度より漏水調査・修理に積極的に取り組み、平成18年度には83.49%までに上昇した。今後もこの取り組みを続け、より向上するよう努める。</p>
	<p>課題 ③ 供用開始区域の利用促進</p> <p>未普及地域解消事業により、平成18年度には給水人口339人の双畑・来田地区を供用開始したほか、平成19年12月末には給水人口250人の平糠地区を供用開始する予定である。施設利用率・負荷率等の稼働状況を示す指標や、固定資産使用効率等の投資状況を示す指標を見ると、投資が進んでいる傾向にあるため、前述の新規供用開始地区を中心に、加入促進に努める。</p>
	<p>課題 ④ 施設更新の財源確保</p> <p>平成19年度で未普及地域解消事業がいったん終了するため、今後は施設更新に取り組むこととなる。しかし、企業債現在高は類似団体の1.5倍ほどであり、各年度の元金償還金が減価償却費を上回っていることや、平成15年度をピークにわずかながらも内部留保資金が減少に転じていることから、将来的に施設更新に取り組む際の財源不足が懸念される。</p>
	<p>課題 ⑤ 料金水準の適正化</p> <p>現行料金は平成9年5月1日から施行されたものであり、すでに10年が経過している。毎年安定して20,000千円程の利益をあげていること、現時点でも類似団体より若干高めであること、料金回収率は類似団体並であることから、料金改定が急務とまではいえない。しかし、今後の水道の利用状況や、大規模な施設更新及びそれに係る財源の動向次第では、料金改定を検討する必要もあると思われる。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)			
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
料金回収率※ (%)	106.4	101.5	105.5	107.2	105.8	[107.6]	+04.6	[107.5]	+09.2	113.6	117.1	121.7	
総収支比率(法適用) (%)	114.0	107.1	107.7	109.4	108.4	[110.3]	+07.1	[110.4]	+11.3	115.8	120.8	125.5	
経常収支比率(法適用) (%)	114.0	107.1	107.7	109.4	108.4	[110.3]	+07.1	[110.4]	+11.3	115.8	120.8	125.5	
営業収支比率(法適用) (%)	149.8	139.8	143.2	143.0	137.6	[138.0]	+32.7	[130.2]	+36.1	139.7	141.5	144.7	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
繰入金比率	収益的収入分 (%)	5.4	3.7	0.7	0.6	0.4	[0.9]	0.9	[0.8]	0.8	0.7	1.9	1.8
	うち基準内繰入金 (%)	5.4	3.7	0.7	0.6	0.4	[0.9]	0.9	[0.8]	0.8	0.7	1.9	1.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分 (%)	36.1	36.3	32.8	22.6	31.2	[16.4]	35.0	[12.8]	14.3	9.2	26.6	27.3
	うち基準内繰入金 (%)	36.1	36.3	32.8	22.6	31.2	[16.4]	35.0	[12.8]	14.3	9.2	26.6	27.3
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	過去数年間の実績と同程度を見込んでいる。 行政区域内人口（住民基本台帳）は減少傾向にあるものの、給水人口を見ると、未普及地域解消事業の効果によりここ数年間は同程度で推移している。平成18年度には計画給水人口339人の双畑・来田地区の供用を開始したほか、平成19年度中にも計画給水人口250人の平糠地区の供用を開始することから、今後数年間については給水人口は現在と同程度で推移するものと思われる。そのため、本計画期間内での大幅な料金収入の増減は見込んではいない。
2 他会計繰入金の見込み	今現在、一般会計の財政難のため、企業債元利償還金に対する繰出基準については満額ではなく一部しか繰入していない状況である。現行の繰入額（率）は平成21年度までの約束であるが、平成22年度からも一般会計からの満額繰入は難しいと予想される。そのため、満額は見込まないものの、一部増額は見込んでいる。基準外繰入はしていきなく、今後も見込んではいない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	今後、クリプトスポリジウム対策として、奥中山上水道の原水である西岳湧水の高度浄水施設整備を実施する必要がある。資産売却等による収入は現在のところ見込んではいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特記事項なし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>下記項目のとおり</p> <p>現在、一戸町全体を対象に策定した定員適正化計画を元に職員数の適正化を進めており、計画通りに推移しているところである。定員適正化計画では今後も引き続き職員数の減に取り組むこととしている。 水道事業に関しては、定員適正化計画の最終年度である平成22年度までは、現在の人数(兼務者を含め5人)から増減なしで推移していくことになっている。</p> <p>平成16年度より1人減にして以来、職員数は5名となっている。これまでは、5名のうち3名は下水道事業や一般会計で行う仕事を兼務している一方で、給与は水道会計からのみ支出している状況であった。これを見直し、兼務をしている3名については、年間の人件費を兼務割合により按分し、それぞれの会計から支出することとする。平成18年度に一部試行し、平成19年度から本格実施する。これにより、水道会計の負担分は5名分全額を負担していた平成17年度に比べ、年間約12百万円程減となる見込である。改善額には平成18年度を基準に負担減となった額を計上した。 【V・2改善額】</p> <p>一般会計に準ずる(給与構造等は人事院勧告等に準じて、一般会計で決定する。地域手当については、当地域は対象外となっている。)</p> <p>一般会計に準ずる(水道会計には当該項目に該当する職員がいないため、該当なし)</p> <p>一般会計に準ずる(一般会計で負担するため、水道会計では該当なし)</p> <p>一般会計に準ずる</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>下記項目のとおり【II・課題②及び④】</p> <p>動力料については、平成16年度より行っている業務委託による漏水調査を引き続き実施して有収率をあげることにより送水施設を効果的に運用し、電気料金を抑制する。【II・課題②】修繕料については、計画的に設備更新することにより抑制する。通信運搬費については、遠隔監視システムに係る回線使用料がかかっているが、配線状況を見直すことで抑制する。(回線使用料に年間約400万円程かかっていたところ、平成18年度に見直しをしたことで平成19年度以降は年間約70万円程抑制される見込みである。【V・2改善額】)</p> <p>浄水場の維持管理や水道施設の保守点検、メーター検針等の一部業務については既に民間委託を導入している。今後は、未導入業務への導入について検討するとともに、導入済みの業務についても委託内容や金額等をより精査する。(浄水場維持管理委託については、人件費部分の見直しにより平成19年度から平成23年度までの5年間について、年間80万円程の抑制が見込まれている。【V・2改善額】)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>給水原価・供給単価について、給水区域の大部分を山間部が占めているため、類似団体と比較すると当町の方が高くなってしまっている。その一方で、料金回収率は類似団体とほぼ同程度～若干高めの水準であり、現在のところコストに見合う料金水準は確保されているものと考えている。将来的には、施設更新にも取り組むべき時期となってくるため、事業が健全に運営されるよう、これを見据えた料金設定を検討することも必要になってくるとは考えるが、当面は経営効率化に取り組むことで現行料金を維持していく。【Ⅱ・課題⑤】</p> <p>該当無し(料金水準が著しく低い団体でない)</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>下記項目のとおり</p> <p>現在作成中である「地域水道ビジョン」の一項目として、過去数年～現在までの経営状況や将来の経営健全化への取り組みを記載し、完成次第公表することとしている。</p> <p>現在作成中である「地域水道ビジョン」の一項目として、水道事業ガイドラインの業務指標を記載し、公表するとともに経年比較や現状評価に取り組むこととする。</p>
<p>5 その他</p>	<p>① 一般会計負担金の額 今現在、一般会計の財政難のため、企業債元利償還金に対する繰出基準については満額ではなく一部しか繰入していない状況である。現行の繰入額(率)は平成21年度までの約束であり、平成22年度以降は現在より約10百万円ほどの増を交渉する。【Ⅱ・課題④】</p> <p>② 資産の有効活用(供用開始区域の利用促進) 未普及地域解消事業により新たに供用が開始された双畑・来田地区や平糠地区を中心に加入を呼びかける。【Ⅱ・課題③】平成18年度時点と比較した加入世帯数増分がおよそ月12t(2,400円)利用するものと仮定し改善額を算出した。【Ⅴ・2改善額】</p> <p>③ 水道料金の徴収率向上 滞納常習者や大口滞納者に対しより密な訪問・納付指導・給水停止を行うとともに、夜間徴収にも力をいれる。また、口座振替の利用奨励や、頻繁に引落不能となる口座の調査・指導・納付書制への切替等にも取り組む。【Ⅱ・課題①】前年度対比で未収金が減った分(徴収した分)を改善額とした。【Ⅴ・2改善額】</p> <p>④ 資金運用の検討 平成14年度に満期を迎えた定期預金2億円を原資に、期間10年の国債を購入した。定期預金に比べ利率が高く、年間280万円の受取利息が生じている。今後の新たな資産運用については、不測かつ緊急の支出等も考慮して慎重に対応する必要はあるが、当該国債の償還日以降の2億円の運用方法についてはより有利な運用を検討する。</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成16年度より1人減にして以来、職員数は5名となっている。これまでは、5名のうち3名は下水道事業や一般会計で行う仕事を兼務をしている一方で、給与は水道会計からのみ支出している状況であった。これを見直し、兼務をしている3名については、年間の人件費を兼務割合により按分し、それぞれの会計から支出することとする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は現在生じていない。料金については、直接住民への負担増となることを考慮し、極力現行料金の維持を目標としているため、より一層の経営効率化が必要となる。業務全般についての精査を行い、アウトソーシングの検討や業務処理方法の改善に取り組むこととする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	以前より一般会計からの基準外繰入はしていない。むしろ、一般会計の財政難のため、企業債元利償還金に対する繰出基準については満額ではなく一部しか繰入していない状況である。現行の繰入額（率）は平成21年度までの約束であるが、平成22年度からも一般会計からの満額繰入は難しいと予想される。そのため、満額の繰入は見込みづらいが、健全経営の維持のためにも基準内繰入の増額の必要がある。【Ⅱ・課題④】
4 その他	水道料金の年度末時点での未収金は増加傾向にあるため、滞納常習者への訪問や夜間徴収に力をいれるとともに、口座振替の奨励や頻繁に引落不能となる口座の調査・指導等にも取り組むことで、年度末時点での未収金を減少させる。【Ⅱ・課題①】 平成16年度より実施している漏水調査を引き続き実施し、有収率を上げることで、動力料や薬品等の無駄をなくする。【Ⅱ・課題②】 未普及地域解消事業により新たに供用が開始された双畑・米田地区や平糠地区を中心に加入を呼びかける。【Ⅱ・課題③】 平成14年度に満期を迎えた定期預金2億円を原資に、期間10年の国債を購入した。定期預金に比べ利率が高く、年間280万円の受取利息が生じている。今後の新たな資産運用については、不測かつ緊急の支出等も考慮して慎重に対応する必要はあるが、当該国債の償還日以降の2億円の運用方法についてはより有利な運用を検討する。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%) (単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計			
【収入の確保】																
	料金改定率															
	改善額(料金の適正化)※1															
④	未収金の徴収対策	5,671	4,592	4,288	6,139	8,527		[10,593]	8,100	[8,749]	7,695	7,310	6,944	6,596		
	改善額	-1,307	1,079	304	-1,851	-2,388	-4,163	[-2,066]	427	[-222]	832	1,217	1,583	1,931	[2]	
	一般会計負担金の額															
	改善額(負担金の確保等)															
④	供用開始区域の利用促進				370	866		[1,778]	1,656	[2,873]	2,909	2,966	3,024	3,283		
	改善額(収入増額)				370	496	866	[912]	790	[2,007]	2,043	2,100	2,158	2,417	10	
	その他()															
	改善額															
【経費の削減】																
①	職員給与費の適正化															
	職員給与費(退職手当以外)	49,456	45,062	33,274	33,401	27,266		[15,059]	20,248	[24,041]	20,854	[20,228]	21,481	22,125	22,789	
	改善額	-417	4,394	11,788	-127	6,134	21,772	[12,207]	7,018	[3,225]	6,412	[6,998]	5,785	5,141	4,477	[32]
	給与水準															
	改善額															
	その他(兼務職員分折半)															
	改善額	0	0	0	0	6,134	6,134	[12,207]	7,018	[3,225]	6,412	5,785	5,141	4,477	[32]	
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		
	職員数(人)	7	6	5	5	5		5	[6]	5	5	5	5	5		
	増減数(人)		-1	-2	-2	-2	-2	0	[1]	0	0	0	0	0		
	維持管理費等															
	改善額(適正化)															
	工事コスト※2															
	改善額(縮減額)															
	その他()															
	改善額															
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
	増減															
	企業債現在高	2,051,345	1,961,856	1,896,130	1,859,931	1,798,146		1,705,872	[1,587,108]	1,587,269	1,466,948	1,345,383	1,242,138			
	増減	-41,326	-89,489	-65,726	-36,199	-61,785	-92,274	[-118,764]	-118,603	-120,321	-121,565	-103,245				
	計画前5年間改善額 合計						24,609						改善額 合計	[44]	45	
	(参考) 補償金免除額														36	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	13,362	13,408	13,110	13,125	13,063	[12,794]	13,000	[12,546]	13,000	13,000
年間総有収水量(千m ³)	1,255	1,218	1,189	1,179	1,182	[1,173]	1,180	[1,142]	1,180	1,180
公称施設能力(m ³ /日)	7,749	7,749	7,749	7,749	7,749		7,749		7,749	7,749
1日最大配水量(m ³ /日)	6,005	6,181	6,100	5,314	5,863	[5,841]	5,900	[5,786]	5,900	5,900
最大稼働率(%)	77.5	79.8	78.7	68.6	75.7	[75.4]	76.1	[74.7]	76.1	76.1
供給単価(円/m ³)	244.29	244.09	243.21	243.64	243.37	[242.60]	247.89	[242.67]	252.07	252.32
給水原価(円/m ³)	229.56	240.43	230.43	227.33	229.97	[225.55]	236.92	[225.83]	230.91	222.17

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。